

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

| | | | |
|-----|----------------|--------|---------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人かわさきし | 実績判定期間 | 平成31年4月1日～令和3年3月31日 |
|-----|----------------|--------|---------------------|

対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載
(寄附金収入、助成金収入、賛助会費など)

1 基準限度額の計算

| | | |
|---|---|-------------|
| 受 入 寄 附 金 総 額 | Ⓐ | 6,499,895 円 |
| 休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金 | Ⓑ | 0 円 |
| 基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ)×10%)) | Ⓒ | 649,989 円 |
| 基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ)×50%)) | Ⓓ | 3,249,947 円 |

Ⓔ+Ⓚの合計額と一致するか確認

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

| | | |
|--|---|----------|
| Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額 | Ⓔ | 99,850 円 |
|--|---|----------|

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

| 役員の氏名 | 役職 | ① 寄附金額 | ② ①欄とⒸ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ) 欄のいずれか少ない金額 | ③ ①のうち基準限度超過額 (①-②) |
|--------------------------------|----------------------|------------------|--|------------------------|
| 川崎 一郎 | 理事長 | () 500,000 円 | () 500,000 円 | () 0 円 |
| 横浜 太郎 | 理事 | () 250,000 円 | () 250,000 円 | () 0 円 |
| 相模原 洋子 | 理事 | () 200,000 円 | () 200,000 円 | () 0 円 |
| | | () 円 | () 円 | () 円 |
| | | () 円 | () 円 | () 円 |
| | | () 円 | () 円 | () 円 |
| | | () 円 | () 円 | () 円 |
| | | () 円 | () 円 | () 円 |
| 役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 | Ⓕ | 950,000 円 | 950,000 円 | 0 円 |
| Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額 | 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| | Ⓒ欄以外の者 | 5,440,150 円 | 3,050,150 円 | 2,390,000 円 |
| 同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額 | ④ | 9,895 円 | 9,895 円 | 0 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | ⑤ | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+④+⑤) | Ⓚ | 6,400,045 円 | 6,400,045 円 | 2,390,000 円 |

役員からの寄附金で、その役員の親族からの寄附金も合算して20万円以上になる場合に合計額を役員ごとに記載

Ⓐ-Ⓔ-Ⓕの①欄-Ⓒの①欄-④-⑤の金額を記載

Ⓖ欄の①-③

同一の者からの寄附金の合計額のうち、Ⓒ欄を超える金額を寄附者ごとに計算し、合計額を記載

Ⓔと同じ

Ⓕ、Ⓖ、Ⓖの③欄の合計額を記載

(注意事項)

- ①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。
- 「2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつてはその名称) 及びその住所が明らかでない寄附金」及び「3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつてはその名称) 及びその住所が明らかな寄附金」について確認するため、寄附金額に関する根拠資料の提示を求め場合があります。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|-------------------------------|--|--|
| 「受入寄附金総額④」欄 | <p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金の合計を記載します。</p> <p>国の補助金等の金額や、第1表（相対値基準）⑤の金額（介護保険法関係、65頁注意事項⑤欄参照）は、受入寄附金総額には含まれません。</p> <p>社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は、国の補助金等には該当しないため、対価性がないもの限り、受入寄附金総額に含めて計算します。</p> <p>会費は、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には寄附金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p> | <p>受取寄附金は、その事業年度に受領したものに限られ、実際に入金したときに収益として計上します。</p> <p>未収寄附金は含まれません。</p> |
| 「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」 | <p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p> | |
| 「役員の氏名」欄 | <p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載にあたっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p> | <p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> |
| 「役職」欄 | <p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p> | |
| 「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄 | <p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p> | <p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p> |
| 「⑩欄以外の者⑪」欄 | <p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p> | <p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p> |
| 「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄 | <p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p> | |